

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次とおり公表する。

令和3年7月7日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

インターネット上の短文投稿サイト「Twitter」へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする「特定の国の出身者は特定の罪を犯した犯罪者だから、祖国にお帰り下さい」という趣旨の表現を含む投稿をした行為は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1に記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

上記1の表現を含む投稿について、「Twitter」を運営するTwitter社に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和3年7月6日

5 その他

- (1) 上記1の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。